

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 355 号/R2. 3. 12 発行

加茂商工会議所では新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。資金繰り、休業手当等々、お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

※3月14日(土)9:00~15:00は臨時営業いたします。

◆小規模事業者持続化補助金の公募がスタートしました

最大50万円(2/3補助)の補助金が受けられます

- 補助対象 従業員数20人以下の製造業・その他業種
〃 5人以下の小売業・卸売業・サービス業
- 補助対象経費 新規顧客獲得・販路開拓に取り組む費用
店舗改装、ホームページ作成費、チラシ作成費、展示会等出展費等
- 第1回受付締切 **令和2年3月31日(火)**
第2回締切/6月5日(金) 第3回締切/10月2日(金)
第4回締切/令和3年2月5日(金) いずれも当日消印有効
- 採択発表 令和2年6月上旬頃予定
- 事業実施期限 交付決定日から令和3年1月31日(日)まで(第1回受付分)

※申請書の他に当商工会議所が発行する書類が必要になりますので、お早めにご相談ください。

◆加茂市の金融対策/県融資制度の保証料を補給

市内中小企業者を対象に県が創設した『新型コロナウイルス感染症対策特別融資』に係る信用保証料の補給を行います。

融資額	補給割合
5,000千円以内	100%
5,000千超 ~15,000千円以内	50%
15,000千円超~30,000千円以内	25%

○新潟県「新型コロナウイルス感染症特別融資」

(融資限度額) 30,000千円以内

※既存の県セーフティーネット資金の他の要件とは別枠で利用可能

(資金使途) 運転資金

(融資期間) 7年以内 (据置2年以内)

(貸付利率) 3年以内 1.15%

3年超～5年以内 1.35%

5年超～7年以内 1.55%

(取扱期間) 令和2年2月28日(金)～令和3年3月31日(水)

※詳細→ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sogyo/yuushi-corona.html>

◆国の融資制度対策

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

(融資対象) ①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期比5%以上減少した方

②業歴3カ月以上1年未満の場合は、過去3カ月の平均売上等と比べ5%以上減少している方

(資金用途) 運転資金、設備資金 (担保) 無担保

(融資限度額・別枠) 中小事業3億円 国民事業6千万円

(金利) 当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降は基準金利となります。

○特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸し付けを受けた中小企業者等のうち、特に影響の大きい個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行う。

(対象) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借り入れを行った方。

①個人事業主／要件なし ②小規模事業者／売上高15%減少

③中小企業者(①②を除く事業者)／売上高20%減少

(利子補給) 期間／借入後当初3年間

補給対象上限／中小事業1億円、国民事業3千万円

○新型コロナウイルス対策マル経

小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1千万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引き下げます。

(対象) 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。

(資金用途) 運転資金、設備資金 (融資限度額) 別枠1,000万円

(金利) 1.21%(R2.3.12現在)より、当初3年間については0.9%引き下げ

◆加茂市の雇用支援／雇用調整助成金の申請手数料補助

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼する場合の手数料を補助。

(対象) 常時雇用する従業員が10人未満で事業主が雇用保険法の適用を受けていること。
納付期限の到来した市税を完納していること。

○雇用調整助成金の申請をお考えの方は会議所へご相談ください

※雇用調整助成金の概要→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

◆小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されます。

(支給額) 休暇中に支払った賃金相当額 (上限 8,330円/日額)

(適用日) 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※申請受付はまだ開始していません。詳細が分かり次第ご案内いたします

◆確定申告期限は4月16日(木)

※納税相談会の日程は決まり次第、ご案内いたします。

◆新型コロナウイルス感染症に係る詐欺等にご注意ください！

- ・「新型コロナウイルス対策で助成金が出ているので銀行口座の登録が必要」と言われた。
- ・「下水道にウイルスが付いている」として高額な洗浄代を要求された。
- ・厚生労働省を装い「費用を肩代わりするので検査を受けるように」と言われた。
- ・「助成金等の申請相談を受け付ける」といった文書や電話で執拗に勧誘する。

※不審な電話だと思ったら、加茂商工会議所 (TEL: 52-1740) へご連絡ください。

○新型コロナウイルス感染症への対応等について

- ・4月9日(木)開催の新入社員歓迎式典・新入社員セミナーは中止とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・加茂市産業センターのホール及び3階会議室等は、3月31日(火)まで使用できません。

※ご相談、お問い合わせは加茂商工会議所 (TEL: 52-1740) へ